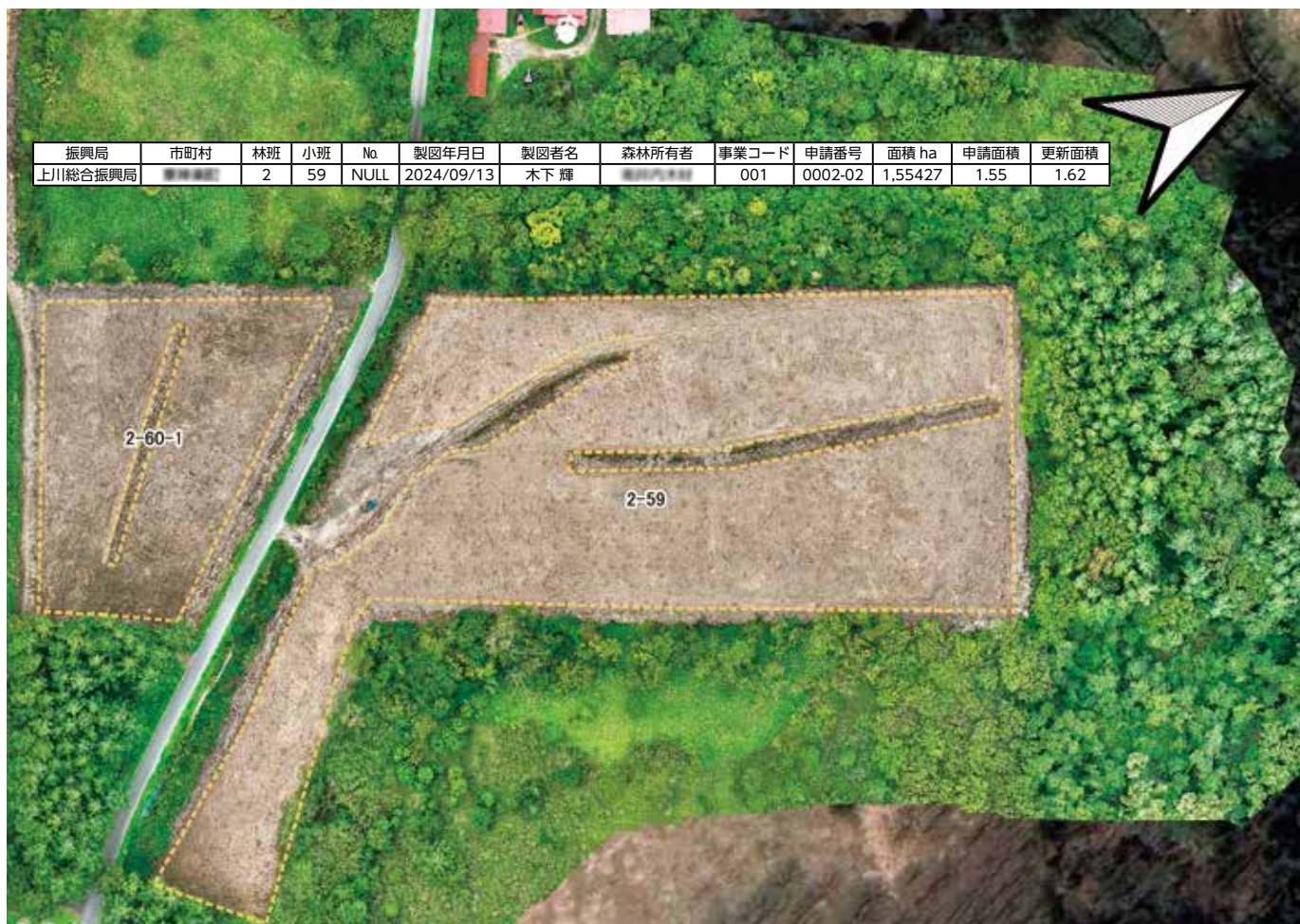




ドローン撮影による造林地実測図

目次

1. 組合長あいさつ	p1
2. 第54回通常総代会終了	p1
3. 令和6年度決算関係	p2
4. 令和7年度部門別の取組概要	p3
5. 令和7年度森林整備事業の実施	p4
6. 旭商奨学会から感謝状	p5
7. 役職員視察研修について	p6
8. 地区別事業推進会議の質疑応答	p7
9. お知らせ・永年勤続表彰・退職のお知らせ	p8
10. 訃報	p9

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和 7 年 6 月末現在)

組 合 員 数	1,276名
森林所有面積	10,767 ^{・00} ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合
代表理事組合長 木津 勝

緑溢れる季節を迎え、組合員の皆様におかれましては、日頃から森林組合の事業運営にご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

今年に入り第二次トランプ政権が誕生しました。政権の最大の注目点は、米中貿易摩擦の行方です。トランプ政権が発表した関税措置により、日本企業の事業運営にも影響が予想されます。これにより、輸出全般が減速すると輸出用梱包材への影響が懸念されます。

さて、2月開催の第54回総代会では、ご来賓多数のご臨席のもと、多くの総代の皆様にご出席を頂きまし

承認、議決されましたこと感謝申し上げます。

第54回通常総代会を終了



木津組合長開会挨拶

第54回通常総代会が令和7年2月27日旭川市民文化会館において開催致しました。

など厳しい状況に置かれています。木材動向を注視しながら利用間伐を実施して参ります。

承認、決定されました。

令和7年度の事業計画について、円安傾向で輸入材が高騰し道産木材に転換する動きが出ており、道産材の安定供給が求められています。道産材需要の高まりを好機と捉え、その対応に取り組んでいきます。



総代会風景

令和7年度の森林整備予算は、昨年並みに確保される見通しです。木材の需給動向を見ながら、人工林の伐採と伐採後の着実な植林を実施して参ります。

議案

●議案第1号

令和6年度事業報告書及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細表及び剰余金処frac案）について

●議案第2号

令和7年度事業計画の設定について

●議案第3号

令和7年度内における借入金の最高限度額決定について

●議案第4号

令和7年度における一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について

●議案第5号

一組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度額及び事業年度内における債務保証の最高限度額の決定について

●議案第6号

余裕金の預け入れ先の決定について

●議案第7号

各種補助金の代理申請に係る事務取扱手数料率の決定について

●議案第8号

令和7年度役員報酬の決定について

●議案第9号

定款及び定款附属書、規約の一部改正について

部門別の取組概要

●運営の基本方針

- (1) 組合員に信頼される組織体制の確立に努めます。
- (2) 森林経営計画を基本に、伐採後の再造林を着実に進め造林未済地の解消と森林資源の保続に努めます。
- (3) 森林整備の推進にあたり旭川市、比布町、東神楽町に行政支援を要請し、所有者負担の違いが生じない事業を実施して参ります。
- (4) 担い手の育成・人材確保に向け、導入した林業機械で直営による皆伐事業を行い通年雇用化を進めて参ります。
- (5) きのこ栽培講習会やリース作りの開催、薪、きのこ資材の取扱を通じ、森林の魅力や木材利用の重要性を一般市民に発信して参ります。
- (6) 先端技術の活用による効率的な森林整備の実施
- (7) 労働安全衛生に係る様々な取組や対策をとるとともに、安全パトロールを実施し災害ゼロ・安全第一の職場環境に努めて参ります。



安全パトロール（直営皆伐現場）

●指導部門

- (1) 森林組合系統運動「JForest」プロジェクト2030の実践
- (2) 造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導
- (3) 木育活動（マイ箸作り、キッズ講座、きのこ食毒講習会、リース作り、その他）
- (4) 森林認証の普及
- (5) 山火事予防と不法投棄防止の啓発
- (6) 組合員への情報発信（広報誌の発行、森林施業現地検討会、懇談会）



きのこ栽培講習会（組合事務所）

●販売部門

- (1) 集約化による素材生産コストの軽減を図り、組合員への利益還元に努める
- (2) 系統販売力の強化と経費の削減に努める
- (3) 原木流通の状況を見極め、森林所有者の意向に応えられる様、人工林の皆伐を推進

- (4) 薪の販売、特用林産物の販売

●森林整備部門

・森林整備事業

- (1) 森林経営計画を基本に行政支援の違いが生じない造林・下刈・枝打ち・除間伐事業の実施

（森林整備計画）

植林	58	49
被害地造林	9	40
下刈	226	97
利用間伐	39	09
皆伐	54	00
	ha	ha

- (2) ドローンを導入したスマート林業の取組
- (3) 民間事業者との連携を図り、効率的な森林施業に努める
- (4) 搬出間伐・下刈・植林の森林整備は所有者負担を願ひ、森林整備の推進に努める

- (5) 主伐地に対する確実な再造林を行い、造林未済地の解消に努める
- (6) 労働災害防止に向けた講習会、研修会、安全大会を開催し災害ゼロに努める

・利用事業

- (1) 林道等整備事業を旭川市と比布町で取組む
- (2) 請負事業のほか入札への積極的参加により、事業量の確保を図る
- (3) 森林保険の加入推進と災害時に於ける被害調査、申請事務

・購買事業

- (1) 造林用山行苗木、緑化木、果樹苗木の斡旋
- (2) 野鼠駆除剤の斡旋
- (3) きのこ栽培資材の斡旋（原木、ほだ木、各種菌）
- (4) 暖房器具の斡旋



砂利敷（東旭川町瑞穂）

・林地供給事業

- (1) 林地流動化情報の収集、林地斡旋、売買
- (2) 森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員への斡旋

・金融

- (1) 林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務

●その他

- (1) 合併によるメリット実現のため、組織及び経営の体制強化を図る
- (2) 組合所有林（教育展示林）の取得等について
- (3) 森林環境税の活用方法の検討
- (4) 高校生等のインターンシップ（就業体験）の受入

●固定資産取得計画

- (1) スライドモア（林道草刈）125万円
- (2) エンジン薪割機 29万円
- (3) GNSシステム一式（調査・現地測量）106万円
- (4) 森林管理システム一式 105万円
- (5) 組合員管理、財務会計システム 197万円

令和
7年度

森林整備事業の実施

令和7年旭川市森林組合の森林整備予算は前年比104%の配分決定となりました。現在、植林、下刈等を実施する直営作業員は10名体制で作業を行っています。

伐採しても再造林しない森林が全国的に増える中、系統全体で「伐つたら植える」を組合の使命としており、皆伐と植林をセットで計画的に事業を実施しています。その為、造林予算の関係上2～3年お待ち頂いております。

組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。



植付作業

■植林

今年度は植林58ha、被害地造林9haを計画しています。補助事業による植林の所有者負担はhaあたり上限7万円です。但し、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負

担となります。被害地造林は所有者負担がありません。

■下刈

下刈は227ha計画し現場の状況を確認しながら、所有者との合意の下で6～8月中旬まで作業を実施します。所有者負担は、haあたり5～10千円です。



下刈作業

■利用間伐

山林の状況に応じ定性間伐と列状間伐による間伐を39ha計画しています。

昨年同様、利用間伐は所有者負担がありますが、間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、令和6年の間伐素材代の還元金は30～384千円/haの幅があり平均で134千円/haです。

■その他

除伐、保育間伐、枝打ちは所有者負担がありません。

■補助事業についての注意点

【注意1】補助金を活用して森林の手入れをするには、組合員の皆様と森林組合が森林経営委託契約を締結し、森林経営計画が樹立されていなければなりません。

【注意2】補助金を活用して森林整備（間伐、植栽、下刈等の保育）を実施した山林は、実施した次の年から5年間は、森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければならぬのでご注意ください。



作業員の皆さん

とみはら自然の森

5月1日より「旭川市とみはら自然の森」の施設管理業務を行っています。

とみはら自然の森は旭川市内江丹別（中心部から車で約40分）にある森林と林業の理解を深めてもらうことを目的とした施設です。森の散策路は約2・5kmあり、森林全体を歩くと2時間ほどかかります。尚、今年から祝日を除く水曜日が閉園日となりました。

開園期間 5月5日（月）から10月26日（日）まで

開園時間 午前9時から午後3時まで

閉園日 祝日を除く水曜日



きのこ講習会（とみはら自然の森）

労働安全衛生講習会を開催しました

4月18日組合会議室において組合作業員、職員、協力事業体（9社）の総勢42名が参加して安全講習会を開催しました。

講師には林材業労災防止協会北海道支部の安全指導員・横石幸雄様を迎え、「林業死亡労働災害事例」から労災事故の原因と再発防止策について講義頂きました。かかり木の放置、伐倒者以外を立入禁止とする区域内での作業、保護帽を着用しないなど法令違反しないことを再確認しました。



労働安全講習会

令和7年度 林材業労働安全標語

「過信せず 確かな手順で ゼロ災害」

今年も安全作業を一番に取組んで参ります。講習会開催前に、須藤アドバイザーが講師となりコンプライアンスと森林認証制度の研修を行いました。



コンプライアンス研修

21世紀の森 草刈業務

今年も旭川市21世紀の森運営協議会の草刈業務を5月1日から10月31日まで行つて参ります。



21世紀の森草刈業務委託作業員の皆さん

北の森学院生

インターンシップ

令和7年5月12～23日の10日間、北海道立北の森づくり専門学院の学生1名を受入れ、当組合でインターン実習を行いました。

現場は春植栽の繁忙期にあり、現場作業員と一緒に植林の体験をしてもらいました。

この研修は、企業で一時的に就業体験し、現場を体感して自己分析を深めることを目的としています。それぞれの学院生は希望する全道各地の企業でインターンシップを経験しています。

これからの林業・木材業界を盛り上げていく人材として活躍されることを期待します。



北の森学院生のインターン実習

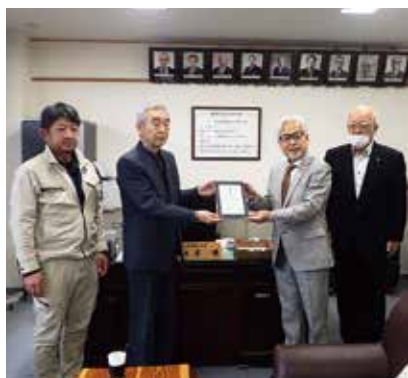
旭商奨学会から

感謝状を頂きました

4月17日 財団法人 旭商奨学会が所有する旭川商業高等学校の学校の管理運営に貢献したとして、旭商奨学会の笠木薫理事長と川口卓常務理事が来訪され、旭川市森林組合に感謝状が渡されました。

※旭商奨学会は、1928年（昭和3年）に、当時の父母の寄付により、旭川市江丹別町春日に山林を購入し、学校林が開設。1938年（昭和13年）に、学校林を主たる基本財産として財団法人に認可されました。

学校林設置は、経済的に苦しい生徒への奨学資金の支給、学校の施設設備の更新、教育振興に役立てるため、生徒、教師、父母、同窓会が四者一丸となつて学校林の維持に努め、生徒への環境教育・体験活動を目的としています。



旭商奨学会から感謝状を受ける

役職員視察研修を実施しました

3月17日から19日の日程で、役職員15名が参加し、新千円札北里柴三郎の出身地、熊本県小国町で役職員視察研修を行いました。視察先は、小国町森林組合と木の駅の2か所です。

小国町は阿蘇外輪山の北側に広がる九州のほぼ中央に位置し、夏は涼しく、冬はマイナス10℃まで冷え込む寒暖の激しい地域です。工夫と知恵で温泉地ならではの地熱乾燥を全国に先駆ける取組や、端材や林地残材を燃料に利用する資源循環の取組を研修しました。

役職員視察研修を終えて

業務係 木下 輝

3月18日に熊本県の最北端にある小国町森林組合に視察研修に行きました。

小国町森林組合の概要として、小国町の総面積1万3,700haに対し森林面積が1万695haあり総面積の78%を占めています。このうち民有林は1万301haで、人工林が7,683ha、約75%あり、その中で92%が杉、5%が桧となっています。

小国町は雨が多く杉に適している地域でもあるそうです。

小国町森林組合では消費者に安心して木材を使ってもらうために森林認証「SGEC」を殆どの山林で取得しています。

小国町で伐採された杉を「小国杉」といいブランド化されていて、250年前から守り育てられてきました。

小国杉の良いところは、標高差による品質の違いが少ないことや、寒暖の差があり冬の成長も良く強度があることです。

また湿度の調節機能が国から選ばれるほどに高く、夏の湿気や冬の乾燥をコントロールしてくれま



小国町森林組合

小国町森林組合で説明を受けた後、原木市場を見学させていただきました。そこでは、丸太を伐採された場所ごとに管理していました。大きさ・長さ・色・傷などを細かく確認しランクごとに分別されています。月2回開かれる原木市で用途に適した丸太を地元の製材所が買い付けるそうです。小国町では従来の木材乾燥技術



木の駅

のように化石燃料を使わず、わいた温泉郷の岳の湯地区の地表から噴出する蒸気の熱を利用して木材を乾燥させる技術を開発しました。その技術を開発したことによって二酸化炭素の排出量が圧倒的に少なく、中程度の温度でじっくり乾燥するので木材にも優しく色つやが保たれるそうです。続いて小国町の「木の駅」に行き、木の駅プロジェクトについて教えてもらいました。木の駅プロジェクトとは、「軽



原木市場を視察



木の駅のボイラー施設

トラとチェンソーで晩酌を」を合言葉に地域にある間伐材や林地残材といった有効活用されていない森林資源を、山林所有者や森林ボランティアから「木の駅」に出荷してもらいます。地域通貨を対価として交換することで、森づくりと地域活性化、木質ボイラーの燃料に薪として使用し、地球温暖化防止を目指す取り組みです。80代、70代の人など、ちよつとした小遣い稼ぎとして林地残材を出荷してもらい、山林を綺麗にすることは良い取組みだなと思っています。今回の研修では、林地残材を活用することや、その地域の特徴を利用して環境に優しい取組をするということは、これから大事なことであったと思います。この研修で理事の方々と親睦を深めることができたいい機会になりました。これからも理事の方々と職員一同1歩ずつ地道に頑張りたいと思います。

地区別事業推進会議の質疑応答

2月4～6日各地区で開催した地区別懇談会の主な質疑とその回答です。

問 山林は将来的に明るいうちに来がないのではないか。

答 木材情勢が厳しい現状ですが、木材需要と木材価格が上がれば良くなると思います。

問 アライグマを511頭捕獲しているが、放置した場合山林に影響はありますか。

答 アライグマは森林と農地を行き来するため、生態系が壊れるのを防ぐために捕獲しています。

問 道南のミズナラが虫の被害を受け枯れているが、旭川の方は大丈夫か。古い木と新しい木はどちらが被害を受けやすいのか。

答 道央、道東では被害を受けていないが、温暖化で移動してくる可能性はある。木が弱っている時に、虫が入りやすいので健全な森林になるよう定期的に間伐する必要がある。古い木は被害を受けやすい。

問 皆伐を実施した後の税金や山林の相続手続きはどの様に行うのか。

答 納税は各々申告頂きたい。相続の手続きは義務化になったので、司法書士等と相談して進めて頂きたい。

問 林道の草がひどく、自分の山に行くことが出来ない。ど

うにかしてほしい。

答 旭川市の補助金の予算内で林道整備を行っています。検討します。

問 組合長の報酬は適正なのか。若い人がなりやすい様に体制を整えるべきではないか。役員選任区毎の人数について、次の改選期に向けて整備すべきではないか。

答 理事会で相談して、改善できるところは改善したい。

問 熊が近くに住んでいる。カメラで監視したり捕獲しないのか。

答 比布町ではカメラを設置



東神楽地区

したり捕獲したりしています。

問 以前は、植林してから10年位で枝打ちしていたが、今はしないのですか。

答 補助金など予算があれば行っていた。

問 東神楽の林道整備のことは書かれていないが、やっていないのか。

答 東神楽はほとんどが町道です。

問 山を高く売れないか。売りたい人と買いたい人の割合は。

答 木の価格がなかなか上がらないので、現状は厳しい。売りたい人10に対し買いたい人が1くらい。買いたい人の条件が厳しくなかなか売買できない。

問 森林保険に加入してないが、皆入っているのか。

答 強制ではなく、任意加入です。

問 森林保険の掛金はどの位か。

答 立木によって変わります。連絡を頂ければ見積致します。

問 ドローンを導入してどの様に活用しているのか。

答 今までGPSを持って外周や除地を歩いて測量していた。ドローンを使うことで全部歩かなくても測量出来るようになり、効率を図られた。



東旭川地区

問 ドローンは測量以外に使わないのか。

答 測量以外ではまだ活用していないが、災害などが起きた場合は、ドローンを使って山の状況把握などに使っていきたい。

問 山林を北の森学院の実習場所として提供することは出来ないか。

答 北の森学院も学校から近い等の要望もあり難しいと思う。

問 この時期に熊に出会う事がありますか。

答 この時期は見通しが良いので、注意深く観察すれば発見できるかもしれませんが、おそらく冬眠していると思います。

問 林道をつけてほしいとお願いしたらつけてくれるのか。

答 林道をつけることは出来るが、山の所有者負担になる。

完全週休2日制に移行しています。

●業務時間：

◎夏季時間（5月1日～11月30日） 8：00 ～ 17：00

◎冬季時間（12月1日～4月30日） 8：30 ～ 17：00

●休日：土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始

組合の 業務時間

旭川市のアライグマ捕獲業務

アライグマが箱罠に掛かった方へ

■ 当日8時30分～9時00分までに連絡いただければ、当日伺うことができますが、遅れた場合、翌日以降の回収となる場合があります。

連絡先 旭川市森林組合
080-6083-2355

■ 土日休日はアライグマの回収は行いません。



アライグマ捕獲業務打合せ

お願い

- 1日1回、箱罠の確認をお願いします。餌がない場合には補充をお願いします。
- アライグマの情報(目撃・痕跡・被害)をお寄せください。

組合員各種届出のお願い

- ① 相続、死亡等により山林名義の変更をしたとき
(相続の場合は、相続開始後300日以内です。)
- ② 自宅の住所・連絡先が変更になったとき各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせくださいようお願い致します。

※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。



森林調査等のために 森林に立入ります

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のために、立入り致しますのでご承知置き下さい。

立入り調査内容

- (1) 森林整備等の実態調査
- (2) 除・間伐予定地の実態調査
- (3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
- (4) 未立木地の調査など

調査のために関係職員が随時立入調査を実施しておりますのでご協力下さい。よろしくお願いします。

職員永年勤続表彰

2月27日総代会の議案審議に先立ち、木津組合長より職員永年勤続の表彰を執り行いました。表彰おめでとうございました。

20年勤続

西中まゆみ
石崎 直樹

人事のおしらせ

〔嘱託職員採用〕
令和7年4月1日付
アドバイザー兼上川森林認証協議会 事務局 須藤 和泰

〔嘱託職員退職〕
令和7年3月31日付
アドバイザー兼上川森林認証協議会 事務局 澁谷 良二



クマにご注意下さい

各地でヒグマによる人身被害が発生しています。登山・ハイキング・山菜採り等で被害を防ぐためには、ヒグマに出会わない事が最も重要です。

■ 注意すべき事項

- ① 鈴や笛など音の出るもので、自分の存在をクマに知らせる
- ② 早朝、夕方は注意して下さい(クマの行動が活発です)
- ③ 単独行動は避けて下さい

■ もしもクマに遭遇したら

- ① 落ち着いて、クマに背を向けずにゆっくり後退して下さい
- ② クマを驚かすので、大声を出したり、走って逃げるのはやめましょう

賦課金の廃止について

昨年、お知らせしましたが、これまで納付をお願いしていました「賦課金」は、令和6年度から賦課金を廃止しています。

なお、令和5年度までの分で、まだ未納の方につきましては、納付をお願い致します。

PROFILE

名 称 旭川市森林組合
 設 立 昭和 45 年 3 月 26 日
 所 在 地 北海道旭川市
 工業団地 3 条 1 丁目 2 番 15 号
 代 表 電 話 0166-36-4268
 F a x 番 号 0166-36-4290
 代 表 者 名 代表理事組合長 木 津 勝
 従 業 員 数 28 名
 組 合 員 数 1,276 人
 森林所有面積 10,767⁰⁰ha
 出 資 金 91,779 千円
 事 業 区 域 旭川市・比布町・東神楽町の区域
 email:asahikawa@a-sinrin.com
 URL:http://www.a-sinrin.com



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

計 報

永年組合の事業推進にご尽力をいただきました。
 ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

(現)	(元)	(元)
総代	役員	役員
岸本敏裕	野地馨	高見泰司
令和七年 一月 二日	令和七年 一月 二十六日	令和六年 八月 三日

台風や集中豪雨、火災 など万が一の災害に 備えることができます。

森 林 保 険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金の
お支払いの
対象となる
8つの災害



旭 川 市 森 林 組 合